

## 別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
3001	小学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法（昭和22年法律第26号）	第18条	×ア	30日	教育委員会管理課学校教育係	
3002	指定就学校の変更の承認	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）	第8条	○	10日	教育委員会管理課学校教育係	
3003	区域外就学等の承認	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）	第9条第1項	×ア	20日	教育委員会管理課学校教育係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
  - ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの  
 イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの  
 ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの